

失火責任に関する資料 - 西日本防災システム

私達の生活は民法第709条により他人の権利を侵害すれば損害を賠償しなければならないとされていますが、失火により他の人の住居を焼失させてしまった場合はどうなるのでしょうか。

失火責任法(明治22年制定)により次の様に決められています。

民法第709条ノ規定ハ失火ノ場合ニハこれヲ適用セス 但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ
コノ限りニ在ラス

つまり709条は失火の場合はよほど重大な過失が無い限り適用されないということになります。

もっと簡単に言いますと、隣の失火で我が家も焼けてしまったけれど、原因であるお隣には賠償

責任はないのです。重大なる過失とはたとえば、寝たばこだとかてんぶら料理中に台所を離れた
等が該当します。

この法律が制定された明治22年頃の建築物はほとんどが木造で、一旦出火するとその火勢は緩ま
ず、拡大したため、失火者にその責を問うことは甚だ酷であると考えられたからでしょう。

この法律がはたして私達の生活に適合しているのでしょうか 疑問ですね。

ですが これが現実で、失火責任法により判断されます。

必ず覚えておいてください。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 